

犯罪被害者等支援条例 が制定されました



市 HP

問い合わせ先 社会福祉課 ☎ (76)0975

条例の目的

犯罪などの被害に遭われた人やその家族、遺族が受けた被害の早期回復や軽減、権利利益の保護を目指し、犯罪被害者などの支援に関する市の基本理念を示すとともに、支援の充実を図り犯罪被害者などを支えることを目的としています。

相談窓口の設置

防災危機管理課内に相談窓口を設置し、職員が相談に応じます。

日時 平日の午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

問い合わせ先 防災危機管理課（笠懸庁舎）

☎ (76)0960、電子メール kikikanri@city.midori.gunma.jp

見舞金の種類

犯罪被害者などの経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。詳細は、市ホームページをご確認ください。

項目	支給金額	支給対象者
遺族見舞金	30万円	被害者遺族
重傷病見舞金	10万円	被害者本人

日常生活支援助成金の種類

犯罪被害者などが受けた被害の早期回復を図り、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、次の支援を行います。助成には要件がありますので、詳細は市ホームページをご確認ください。

項目	内容
家事代行費用	家事などの負担を軽減するため、家事の代行などを依頼する費用
一時保育費用	家庭での保育が困難となった就学前の子について、一時預かりを利用する場合に要する費用
転居または住居の復旧費用	従前の住居に居住することが困難となった場合に要する転居費用や住宅修繕費用
生活準備金	一時的な避難や転居など、従前の住居から家財道具を持てずに緊急的に移動して生活する場合に要する生活準備費用
教育関係費	犯罪被害などにより扶養する就学中の子の通学が困難となった場合に、家庭での学習に要する費用（タブレット学習、通信教育など）
弁護士等依頼着手金 弁護士等相談費用	法律問題の解決に向けて弁護士などへ支援を依頼する場合に要する着手金や、法律相談を行う場合に要する費用
カウンセリング費用	精神科や心療内科などによる医療行為または公認心理師や臨床心理士によるカウンセリングを受ける場合に要する費用
宿泊費	一時的に居住の安定を図るため、宿泊施設に宿泊する費用

犯罪被害者等支援における連携を図るため3者協定を締結



7月1日、犯罪被害者等支援の連携・協力のため、みどり市・桐生警察署・公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまの3者で「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結しました。

この協定は、犯罪被害者などが受けた被害の早期回復や軽減および二次的被害などの防止に配慮しつつ、相互に連携を図りながら積極的に協力し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的としています。

今後は3者で相互に連携・協力し、犯罪被害者等支援に尽力していきます。